資料３

令和８年度青森市障がい者基幹相談支援センター事業計画の骨子（案）

（計画の見直し概要）

番号	取組	令和７年度	令和８年度	備考
1	障がい種別を問わず、各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援	関係機関との連携率 １００％	基幹主催の合同ケア（ケース）会議の回数 前年度より増加	実態把握の結果を踏まえ変更
2	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	相談支援事業所の満足度 ８０％	相談支援事業所の支援有用性８０％	用語整理
3	相談支援事業所の人材育成、相談機関との連携強化の取組	相談支援事業所の満足度 ８０％	相談支援事業所の支援有用性８０％	同上
4	障がい者自立支援協議会を通じた個別事例の検討による地域課題の改善の取組	協議会に報告された地域課題の件数 1件	同左	変更なし
5	地域移行・地域定着	連絡会に報告された地域課題の件数 1件	同左	変更なし
6	成年後見制度利用支援の間接的な支援	市長申し立て件数 前年度より増加	相談を受けてから市長申し立てまで3か月以内の件数 100%	業務実態の結果を踏まえ変更 R5～R7 申し立て最短月数3か月
7	虐待ケースへの直接的な相談支援	同一ケースによる虐待再発率 0%	同左	変更なし

※支援有用性：

・個人としての感想ではなく、事業所単位でアンケートに回答していただく。

・支援の迅速性、専門的な助言の適切さ、課題解決への寄与度など、「プロの支援としての質」を問う複数項目の平均値とする。

【 参考 】

1 基幹相談支援センターの連携状況

○令和7年4月～12月　基幹相談支援センターで直接相談を受けた、または電話対応した延べ件数　483件

※障がい者虐待防止センターに関するものは除く。

（上記に対する処理状況）

○基幹相談支援センター単独で処理完了、継続対応　：　451件（93.4%）

うち、恒常的（毎日）に電話連絡があるケースへの対応　395件（81.8%）

○関係機関と連携して処理、引き継ぎ　：　32件　（6.6%）

- ・うち保健所、精神保健福祉センター：4件
- ・そのほか行政（生活福祉課など）：12件
- ・相談支援事業所：10件
- ・障害福祉サービス事業所：2件
- ・介護保険事業所、地域包括支援センター：6件
- ・主治医・かかりつけ医：1件
- ・専門医療機関等（精神科病院）：5件
- ・学校、教育委員会：1件
- ・その他：1件

※複数の機関と連携する（例：１件の相談に対し、2 つの機関と連携など）ことがあるので、相談件数と合致しない

※地域（民生委員、自治会）との連携はなかった。

２　成年後見に係る市長申し立て処理期間

(1)令和5年度　:　平均　10.8か月

番号	障がい種別	区分	本人面談～市長申し立て期間
1	精神	後見	6 か月
2	精神	後見	16 か月
3	知的	補佐	25 か月
4	知的	後見	3 か月
5	知的	後見	4 か月

(2)令和6年度　:　平均　7.4か月

番号	障がい種別	区分	本人面談～市長申し立て期間
1	知的	後見	9 か月
2	知的	補佐	5 か月
3	知的	後見	4 か月
4	知的	補佐	5 か月
5	精神	補佐	14 か月

(3)令和7年度　:　平均　5.8か月

番号	障がい種別	区分	本人面談～市長申し立て期間
1	精神	後見	7 か月
2	精神	補佐	7 か月
3	知的	後見	5 か月
4	精神	後見	6 か月
5	精神	後見	4 か月